

先進都市における住民自治組織の構成員（役員）に対する報酬等の状況

組 織 項 目		地域まちづくり組織	まちづくり協議会	まちづくり会議	地域づくり委員会	コミュニティ運営協議会
		栃木県宇都宮市	兵庫県宝塚市	千葉県習志野市	三重県名張市	福岡県宗像市
住民自治組織数		37（連合自治会単位）	20（小学校区単位）	16（小学校区単位）	14（地区公民館単位）	12（小学校区単位）
報酬等の方針決定		地域まちづくり組織	まちづくり協議会	まちづくり会議	地域づくり委員会	コミュニティ運営協議会
報 酬	有 無	無	無	無	有（3地区のみ）	有
	財 源	-	-	-	ゆめづくり交付金	各世帯からの負担金、 コミュニティセンター 使用料
	規 約	-	-	-	規約への記載はなし	規約への記載はなし
	対象者	-	-	-	役員（正副会長、部会 長）	役員（会長、副会長、 事務局長等）
費 用 弁 償	有 無	無	有（ ）	無	有（3地区のみ）	有
	財 源	-	まちづくり協議会補助金	-	ゆめづくり交付金	コミュニティセンタ ー運営委託料
	規 約	-	規約への記載はなし	-	規約への記載はなし	規約で規定
	対象者	-	住民	-	役員	役員
備 考		<ul style="list-style-type: none"> ・交通費も自己負担。 ・事業としての視察旅費は、市からの補助金の対象となる。 ・コミュニティセンターの管理に係る人件費は委託料から支出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費等を補助対象としている。（ただし費用弁償分の上乗せ措置はない） ・自治会レベルでは、報酬を出しているところもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費、視察旅費等全て自己負担。（視察時に市有バスの使用等の便宜を図る程度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬については、来年度以降、別途支給の方向で検討。 ・費用弁償等のガイドラインの提示を求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬については、市内一律という考えもあったが、地区により金額も異なってきた。 ・事務局長への人件費は、委託料から支出している。